

夜勤を含めた労働環境の見直しで、安全・安心な医療・介護の実現を求める意見書

人間の生体リズムに反した夜間労働、特に長時間夜勤については、心身に与える有害性や安全面でのリスクが科学的にも証明されている。諸外国では、国際労働機関（ILO）の「看護職員条約（第149号）、勧告（第157号）」や「夜業条約（第171号）、勧告（第178号）」等に基づいた規制が行われ、「1日の労働時間は8時間以内」や「時間外を含めても12時間以内」等、夜間業務から労働者の健康と生活を保護している。しかし日本では、医療や介護現場において、16時間以上の長時間夜勤が年々増え、常態化しつつある異常な実態となっている。日本でも諸外国並みの保護措置をとり、患者や利用者にとって安全・安心な医療・介護の実現と労働者が健康に働き続けられる環境整備が早急に求められている。同時に、長時間夜勤が増えている根本的な原因の人出不足も早急に解決する必要がある。

現在、看護や介護職員の離職者が増え、入職者が減少する深刻な状況となっており、その大きな原因の一つには、ケア労働者の低すぎる賃金実態がある。国民生活に欠かすことのできない医療・介護の提供体制を守ることは国の責務である。

よって、本町議会は、誰もが安全・安心に医療・介護・福祉がいつでもどこでも受けられるように、下記事項について強く要請する。

記

- 1 安全・安心の医療・介護を実現するために、国の責任で医療、介護、福祉に十分な財源を確保するとともに、患者や利用者の負担軽減を図ること。
- 2 安全・安心の医療・介護の提供体制を確保するため、医師、看護師、医療技術職、介護職員等の配置基準を見直し、大幅に増員すること。安定した人員確保のためにも大幅賃上げを国の責任で支援すること。
- 3 長時間労働を規制し医療・介護現場における、夜勤交替制労働に関わる労働環境を改善すること。
- 4 新たな感染症や災害に備えるため、公立公的病院を機能強化し、保健所等、公衆衛生行政の体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月25日

沖縄県中頭郡北谷町議会議長 仲地 泰夫

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣 総務大臣